

Ⅱ 産業集積や地域資源を活かした新たな挑戦で、持続的に成長する中国圏

9 都市圏機能の充実について

(関係省庁) 国土交通省、厚生労働省、経済産業省、総務省

[1] 趣 旨

社会経済活動の広域化やグローバル化の進展に伴い、今後、地域間競争が一層激化することが予想される。こうした状況を受けて、中国ブロック全体が今後とも発展していくためには、都市圏機能の充実を支える交通・物流基盤などの整備を推進していく必要がある。

については、中国地方における都市圏機能の充実が図られるよう、次の事業促進について、必要な措置を講じること。

[2] 内 容

1 ひろしま西風新都の建設促進

広島都市圏は、中国・四国地方の中核として、より一層の飛躍発展が望まれている。

現在、広島都市圏の中核機能の充実を目指して、広島市に残された最後の大規模開発適地である丘陵地に、「住み、働き、学び、憩う」機能を備える人口8万人規模の新都市「西風新都」の建設を、県・市一体となって推進しているところである。

については、「西風新都」の建設が円滑に進むよう、関連公共事業の促進について必要な措置を講じること。

(事業概要)

- | | |
|-----------|--|
| 1 計画対象区域 | 広島市安佐南区沼田地区及び佐伯区石内地区 |
| 2 面 積 | 約4,570ha |
| 3 計 画 人 口 | ・中期目標 6万人(平成32年度)
・長期目標 8万人(21世紀中頃) |
| 4 関連公共事業 | 道路・街路、河川、砂防、下水道、公園緑地 |

2 広島空港周辺地域の整備について

広島空港の周辺地域は、21世紀の戦略拠点であり、空港・高速道路整備の効果を最大限に生かして、空港支援機能とあわせた中核都市広島市の都市機能を拡充・補完する産業、研究開発、国際交流、人材育成、レクリエーション・リゾート等の複合機能を備えた地域として、開発・整備することにより、周辺部に大きな社会的、経済的波及効果をもたらすとともに、広島県の一体的発展を図るものである。

については、この周辺地域の開発・整備が円滑に進むよう、次の事業の促進について必要な措置を講じること。

(事業概要)

【産業・科学技術の強化】

- 1 産業・研究施設の整備、拡充

【広島空港軌道系アクセス等の交通基盤等の整備】

- 2 中国横断自動車道尾道松江線の建設促進
- 3 東広島・呉自動車道の建設促進
- 4 地域高規格道路の整備促進（東広島廿日市道路、広島中央フライトロード、東広島高田道路）
- 5 一般国道の整備促進（国道2号、国道185号、国道375号、国道432号）

【土地区画整理、上下水道、河川等の整備による魅力あるまちづくりの推進】

- 6 水道水源開発等施設整備の推進（広島水道用水供給事業）
- 7 土地区画整理事業の推進（東本通地区、新開地区）
- 8 下水道事業の推進（竹原市、三原市、東広島市、世羅町の3市1町）
- 9 治水事業の推進
 - (ア) 河川改修事業（沼田川、入野川外）
 - (イ) 治水ダム建設事業（仁賀ダム）
- 10 河川総合開発事業の促進（野間川ダム）

3 広島市東部地区連続立体交差事業の推進

広島都市圏東部のJR向洋駅及びJR海田市駅周辺は、山陽本線・呉線によって市街地が分断され、交通が渋滞するなど都市機能が著しく阻害されている。

この地域において、都市交通の円滑化を図り、市街地の一体化と健全な街づくりを推進するためには、鉄道を高架化することが、是非とも必要である。

については、本事業の着実な整備が図られるよう必要な財源確保を行うこと。

(事業概要)

- 1 事業主体 広島県、広島市
- 2 事業箇所 広島市安芸区・南区、安芸郡府中町及び安芸郡海田町
- 3 事業内容 高架化延長
 - 山陽本線 L＝約4.6km（安芸郡府中町～安芸郡海田町）
 - 呉線 L＝約1.7km（広島市安芸区～海田市駅）

総事業費 (事業期間)	22年度までの 事業費累計	22年度 事業費	23年度 事業費	23年度事業計画の概要
百万円 96,000 (H13～H34 轍)	百万円 9,830	百万円 770	百万円 未定	用地買収、詳細設計

10 中山間地域総合整備事業（広域連携型）の推進について

（関係省庁）農林水産省、総務省

[1] 趣 旨

不利な条件下にある中山間地域において、地域の活性化を進めるためには、複数市町村にまたがる広域な地域を対象として、地域内の連携と特徴を活かしつつ、住民の就業機会と所得の確保を、都市と農村の交流・定住条件の整備等を通じて、積極的に推進する必要がある。

については、中山間地域総合整備事業（広域連携型）の推進について、必要な財源確保を行うこと。

[2] 事業概要

地 区 名	事業主体	事業箇所	事業年度	総事業費 (百万円)
山代の郷	山口県	岩国市	18～23	1,125

総事業費 (事業期間)	22年度までの 事業費累計	22年度 事業費	23年度 事業費	23年度事業計画の概要
百万円 1,125 (平成18～23年度)	百万円 980	百万円 290	百万円 145	農道整備、農業用排水施設整備、 交流施設基盤整備

1 1 国営かんがい排水事業の推進について

(関係省庁) 農林水産省

[1] 趣 旨

優良農業地域に用水の安定的供給と排水施設を完備することは、農家経営の合理化と食料の安定供給の確保を図る上で、極めて重要である。

については、次の国営かんがい排水事業の早期完成を図るための財源措置を講じること。

[2] 事業概要

地区名 (位置)	事業箇所	事業主体	総事業費 (事業期間)	23年度 事業費	23年度事業 計画の概要
弓浜半島地区	鳥取県 米子市 境港市	農林水産省	百万円 3,200 (平成17～平成23年度)	百万円 未定	水路改修等
岡山南部地区	岡山県 岡山市 倉敷市 総社市	〃	28,000 (平成10～平成25年度)	未定	水路整備に係る調査・測量・設計等
斐伊川 沿岸地区	島根県 出雲市 斐川町	〃	18,100 (平成17～平成25年度)	未定	汐止堰 水路改修等

1 2 国営中海土地改良事業の推進について

(関係省庁) 農林水産省

[1] 趣 旨

国営中海土地改良事業の完了に向けて、付帯整備事業について確実に実施すること。

[2] 事業概要

事業箇所	事業主体	総事業費 (事業期間)	23年度 事業費	23年度事業 計画の概要
鳥取県 米子市 境港市 島根県 松江市 安来市 東出雲町	農林水産省	百万円 118,000 (昭和38～平成25年度)	百万円 未定	八東北西岸道路の付帯(排水路)整備 中浦水門撤去付帯整備

1 3 中国山地における旧緑資源幹線林道の整備推進について

(関係省庁) 農林水産省(林野庁)

[1] 趣 旨

旧緑資源幹線林道は、過疎地域、産業の停滞ひいては地域社会の崩壊が危惧される中国山地の振興を図ることを目的とし、林業を中心とした総合的な地域開発を推進するため地域路網の骨格として整備するものであり、事業主体であった独立行政法人緑資源機構が昭和48年度から実施していたが、30余年経過した現在、なお完了には至っていない。

そうした中で、緑資源機構の談合問題を受けて、独立行政法人が行う事業としては廃止され、平成20年度より地方公共団体を事業主体とした「山のみち地域づくり交付金事業」に移行されたところである。

については、旧緑資源幹線林道の整備に当たっては、国の責務として整備が必要な区間の完成を図るために必要な措置を講じること。

[2] 事業概要

路線名	延長	うち21年度末までの整備済延長	総事業費	区 間
若桜・江府線	km 66.6	km 47.8	億円 394	鳥取県若桜町～鳥取県日野町
金城弥栄線	25.4	10.3	114	島根県浜田市金城町～島根県浜田市弥栄町
三 隅 線	8.8	4.4	39	島根県浜田市三隅町
笹山山入線	10.6	7.5	53	島根県津和野町
匹見美都線	4.0	0	16	島根県益田市匹見町～島根県益田市美都町
比和・新庄線	49.1	40.5	208	広島県庄原市～広島県北広島町
高尾・小坂線	37.9	17.0	138	広島県庄原市～広島県神石高原町
大朝・鹿野線	64.8	41.4	273	広島県北広島町～山口県周南市
鹿野・豊田線	41.2	35.3	141	山口県周南市～山口県下関市
合 計	308.4	204.2	1,376	

1 4 特定中山間保全整備事業の推進について

(関係省庁) 農林水産省

[1] 趣 旨

一級河川江の川中流域の農用地と森林を一体的に整備し、適切な農用地利用の促進と森林管理、集落営農など多様な担い手の確保などを図り、地域の農林業の振興と農用地と森林の有する公益的な機能の増進を図ることが必要である。

については、早期に本事業が完了するよう必要な措置を講じること。

[2] 事業概要

事業箇所	総事業費 (事業期間) 百万円	22年度まで の事業費累計 百万円	22年度 事業費 百万円	23年度 事業費 百万円	22年度事業計画の概要
島根県 浜田市 江津市 邑南町	12,000 (平成17~平成25年度)	7,113	2,075	未定	区画整理 3.8ha 農林業用道路 4.1km

15 日本海における漁業秩序の確立について

(関係省庁) 外務省、農林水産省、水産庁、国土交通省、海上保安庁

[1] 趣 旨

新日韓漁業協定の締結により、日本海における我が国排他的経済水域では我が国の許可を受けて韓国漁船が操業するようになったが、韓国のはえ縄漁船及び中型機船底びき網漁船等による重要漁場の占拠、操業妨害など漁業秩序を無視した操業が繰り返されるとともに、違反操業も後を絶たず、我が国漁船は漁具被害、水揚げの大幅な減少など甚大な損害を被っている。

一方、日韓暫定水域においては、韓国漁船の事実上の占拠状態が続き、我が国漁船は漁場から撤退せざるを得ない状態が続いており、我が国漁船の水揚げが大幅に減少するとともに、資源の悪化を招いている。

[2] 内 容

1 操業秩序の確立

日本海における我が国排他的経済水域において、韓国のはえ縄漁船及び中型機船底びき網漁船の重要漁場の占拠、我が国漁船への操業妨害等により、我が国漁業者が不利益を被ることのないよう対策を講じるとともにバイかご、アナゴ筒、ズワイガニかご漁業の無許可操業を根絶すること。

2 暫定水域の資源管理等の推進

排他的経済水域の境界線が画定するまでの間、両国政府の責任のもとで、日韓暫定水域の資源管理、操業ルールを確立し、日本海の包括的な資源管理と安全操業の確立を図ること。

3 取締の拡充強化

我が国の領海、排他的経済水域における海上保安庁、水産庁の取締監視体制の拡充強化を図ること。

4 漁場機能維持管理事業の継続実施

韓国・中国漁船等の違反操業や投棄漁具が継続して確認されているため、新日韓及び新日中漁業協定関連特別基金の後継事業である漁場機能維持管理事業の予算確保と継続実施を行うこと。